

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「3月3日に平塚市長が松本とし子議員の発言に関して、議会または議長に申し出た内容を記した書類。」(以下「本件文書」という。)について、平塚市長(以下「実施機関」という。)が行った行政文書公開拒否決定(以下「本件処分」という。)は違法又は不当であるとは言えない。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年3月31日付けで行った本件処分を取り消し、全ての文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年3月22日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書は不存在であるとの理由を示して、本件処分を行い、令和3年3月31日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年4月20日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 平塚市事務分掌等に関する規則(平成25年規則第14号)第3条では、「各課の事務分掌は、次のとおりとする。市長室 秘書課 秘書担当 調査担当(第10号において)部内の総合調整及び事務連絡に関すること」と規定している。市長は、3月3日の議会終了後の休憩時間に、松本議員の発言に関して、議会に対して口頭による申し出を行っている。事務連絡は、秘書課が事務分掌としているのであるから、市長が議会への事務連絡をしたことは、事務の所掌範囲であり、文書があるはずである。
- (2) 平塚市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号。以下「議会規則」という。)第11条では、「開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣言する。2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。」と規定している。議会規則を遵守していれば、松本議員の

発言後に市長といえども発言できなかったはずであることから、正式な手続きで議長に申し出たと考える。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件事案については、市長と議長とが取り交わした会話に端を発しているものであり、本件文書は、取得及び作成しておらず、不存在である。
- (2) 審査請求人が主張している会話については、本会議の暫時休憩中に市長と議長との間で取り交わされたものとする。休憩中に、職員が立ち会うことはなく、文書を起こしていない。
- (3) 市長からは、動議を出してほしいなどという発言はなく、議長に意見を述べただけで、議長による判断によって、議会運営委員会に取り上げられたと考える。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の存否について

審査請求人及び実施機関から意見聴取を行ったところ、審査請求人の求める文書は存在しないことを確認した。

(2) 当該文書の作成の必要性について

審査請求人は2つのことを主張している。

1つ目に、「市長が議会への事務連絡をしたことは、市長室秘書課の事務の所掌範囲であり、本件文書があるはずである。」、2つ目に、「議会規則を遵守していれば、松本議員の発言後に市長といえども発言できなかったはずであることから、正式な手続きで片倉議長に申し出たと考える。」と主張している。

これに対し、実施機関は、市長の議長への発言は、議会への上程ではなく、口頭で市長の考え方を伝えたものとしており、議長は、市長の発言を再開後の本会議の冒頭に紹介し、その後、事案について審議に移る形で議事を進めたとしている。

審査請求人の1つ目の主張について、休憩中のやりとりも、記録として残すべき場合があり得ることは否定しないものの、一般的に、休憩中の市長に職員が随行し聞き取りをして、行政文書を作成するということは現実的に難しいと考えざるを得ない。

審査請求人の2つ目の主張について、議会規則第11条の趣旨は、議長による議事整理権に基づく休憩宣告後に、「議場内」では何人も議事について発言することができないとするものであり、「休憩中の議場外」での協議等を妨げるものではない。さらに、本件事案について、議長は、議会再開後の冒頭に、議長が市長からの申し出を受けたことと、議長の判断

で、議会運営委員会を開催することに言及している。

以上のことから判断すると、本会議の休憩中に行われたやりとりについて、それを職員が聞き取り、行政文書を作成する義務は認められず、必要性についても認められないと判断する。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年4月20日		審査請求
令和3年4月26日		諮問実施機関が実施機関に弁明書の提出を依頼
令和3年5月19日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和3年5月26日		審査会が諮問書を受理
令和3年5月26日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和3年6月24日	第121回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和3年7月29日	第122回情報公開審査会	審議
令和3年8月30日	第123回情報公開審査会	審議
令和3年9月24日	第124回情報公開審査会	審査請求人からの意見聴取、審議
令和3年11月2日	第125回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和3年12月22日	第126回情報公開審査会	審議、答申
令和4年1月6日	第127回情報公開審査会	審議、答申
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	答申